

平成26年8月7日

四街道市教育委員会 様

四街道市立小中学校学区審議会
会長 水野 和年

四街道市立南小学校及び八木原小学校の通学区域について（答申）

平成26年1月30日付け教学第633号で諮問のありました四街道市立南小学校及び八木原小学校の通学区域について、別紙のとおり答申いたします。

別紙

四街道市立南小学校及び八木原小学校の通学区域について（答申）

1 はじめに

本審議会は、平成26年1月30日に四街道市教育委員会より、四街道市立南小学校及び八木原小学校の通学区域について諮問を受け、四街道市立小中学校学区審議会設置条例に基づき、慎重に審議をしたものである。

審議に際しては、それぞれの委員が公正かつ中立の立場を堅持し、児童並びに保護者の立場に立つことを基本姿勢として、通学区域について検討した。

2 通学区域について

本審議会では、諮問事項を審議するにあたり、地理的条件を考慮し、児童の通学上の安全確保や、将来の児童数の推移、並びに近隣学校の規模を勘案し、適正な学校規模とすることを基本的な考え方とし、学区の見直しについて審議した。

3 審議の結果について

四街道市立南小学校及び八木原小学校の通学区域については、下記のとおり改正することが適当であるとの結論に達した。

記

(1) 通学区域の指定 ※別紙学区図参照

学校名	改正前	改正後
南小学校	亀崎、物井、長岡、栗山の一部、もねの里2丁目、もねの里3丁目	亀崎、物井の一部、長岡、もねの里3丁目
八木原小学校	内黒田の一部、千代田1丁目、千代田2丁目、千代田3丁目、千代田4丁目、千代田5丁目、池花1丁目、池花2丁目	内黒田の一部、千代田1丁目、千代田2丁目、千代田3丁目、千代田4丁目、千代田5丁目、池花1丁目、池花2丁目、もねの里2丁目、物井の一部、栗山の一部

(2) 改正における配慮事項

ア 平成26年度に南小学校に在学し、改正により八木原小学校の通学区域になる児童は、改正された区域に関わらず、通学校を選択することができるものとする。

イ アの児童に弟妹がいる場合は、その弟妹も通学校を選択できることとする。ただし、選択できる期限は、原則として平成31年度までとする。

ウ 改正により通学区域が変更になる平成27年度に入学する児童については、通学校を選択できるものとする。ただし、その弟妹については改正後の通学区域による通学校となる。

(3) 改正時期

平成27年4月1日より改正するのが適当である。

別紙学区図

